



損害賠償と差止請求の経済学的側面

岸本, 哲也

(Citation)

国民経済雑誌, 149(3):20-35

(Issue Date)

1984-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00172890>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00172890>



損害賠償と差止請求の経済学的側面*

岸 本 哲 也

I 序

公害がひき起こす社会的費用を内部化してパレート最適を確保する方法として、当事者間の自発的交渉、課税・補助金、直接規制等が経済学的分析の対象とされてきた。しかし実際には、重要な公害事件が訴訟にもちこまれて決着するものが多くある。訴訟にもちこまれても和解が成立する場合は自発的交渉とみなすことができる。自発的交渉においては、当事者が共により良い状態になりうる余地があれば、それは尽くされる。それによってパレート最適が達成されることになる。それに対して、判決による決着は法律の条文に基づき、過去の判例、現在の学説、当事者の具体的状況を考慮したうえでつけられる。そこには当事者が共により良い状態になる余地を尽くす固有の力が働いているようにはみえない。裁判所にはそれ独自の判定基準があり、それに基づいて判決が下されるからである。従来、経済分析において、公害の私法的解決は当事者間交渉という形でとらえられてきたが、裁判による決着は別に取り扱うことが必要である。¹

この論文では、公害の部分均衡モデルを用いて、四大公害訴訟や大阪国際空港公害訴訟等の典型的公害裁判の判決が、パレート最適の達成にどれほど寄与するのか検討する。判決が用いる基準によれば、パレート最適を達成する汚染

* 公害の私法的救済に関して西原道雄教授（神戸大学）から貴重な示唆を頂いた。記して感謝したい。もちろん本論文の内容に関する責任はすべて筆者にある。

1 公害を司法的制度にてらして経済分析の対象にしたものとして Burrows [3], 浜田 [4], 岩田 [10], 落合 [14], Posner [16] 等がある。落合 [14] は、不法行為法に関するいく分抽象的な議論によりパレート最適が達成されると主張している。これは以下での我々の主張と対立している。なお、公害の私法的救済の意義を法学的見地からみたものとして西原 [11] [12], 沢井 [17] がある。

排出量（効率的水準）よりも大きい排出量をもたらす傾向のあることが判明する。

II において、公害の部分均衡モデルが分析用具として設定される。III, IV では、損害賠償と差止請求に対する判決がどのような基準によっているかを明らかにして、II のモデルの枠内でパレート最適達成のいかんを問う。V は結語にあてられる。

II 公害モデル

ある生産者（民間、政府部門を問わない）の生産活動が環境汚染をもたらし、その周辺に位置する家計あるいは企業に生命、財産、あるいは健康上の損失を及ぼす。被害は一方方向にのみ及び、その因果関係は確定している。そこで、生産者を加害者、周辺に位置する家計あるいは企業を被害者と呼ぶ。

加害者は財 y の生産販売によって利潤を得る。生産量が y のときの利潤を $R(y)$ とする。生産の限界費用逦増を考慮すれば $R'(y)$ は逦減し、ある y の水準で 0 になる。 y の生産に伴って汚染物質（騒音、振動、悪臭をも含む）が発生し、その量は生産量一単位あたり $g > 0$ である。他方、加害者のみに汚染除去技術が利用可能であり、それによれば、一単位の汚染物質を除くのに費用 $h > 0$ がかかる²。

加害者が汚染排出量（以下では「排出量」と略記する）について何の制約も受けなければ、 $R'(\bar{y}) = 0$ を満たす \bar{y} を生産し、発生する汚染物質 $g\bar{y} = \bar{x}$ をそのまま排出する。なんらかの理由で排出量が x の水準に指定されたときには、加害者は汚染除去費用を考慮に入れたうえで利潤最大化を追求するから、

$$\max_{y, v} \{R(y) - hv\}$$

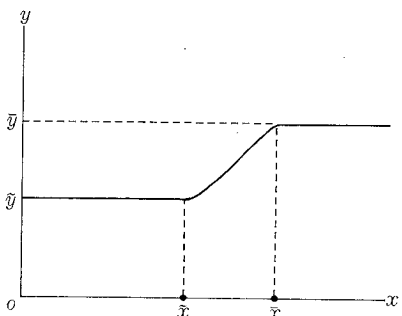
2 通常、汚染物質除去にあたって、限界処理費用は逦増するように考えられる。これは除去率（発生量のうち除去する割合）が高くなるにつれて費用が加速度的に大きくなるという技術的条件を考慮したものである。しかし、処理技術の規模に関する経済も存在することを考えあわせるなら、限界処理費用一定の仮定も正当化される根拠がある。水質汚染の処理費用についての一例として宇井 [18], pp. 223 ~ 4 参照。

$$\text{s. t. } x \geq gy - v, \quad v \geq 0$$

という問題に直面することになる。ただし、 v は汚染除去量である。内点解を仮定すれば、

$$R'(\tilde{y}) = g \cdot h$$

を満たす \tilde{y} が選ばれる。 $R''(y) < 0$ であるから \tilde{y} は一意的に決まる。 $\tilde{x} = g\tilde{y}$ としよう。 $x \leq \tilde{x}$ が指定されているかぎり、生産量は x のいかんにかかわらず一定であり、指定された排出量の達成に除去技術が使われる。 $x > \tilde{x}$ であれば、



第 1 図

内点解は成立しない。まず、 $x \geq \tilde{x}$ を満たすほどに x が大きければ、加害者の行動には何の制約も加えられず、 \tilde{y} が選ばれ、排出量は \tilde{x} になる。 $\tilde{x} > x \geq \tilde{x}$ であるような x が指定されるなら、汚染除去のための限界処理費用が、生産量引下げによる利潤喪失量よりも大きい

ため、 x の達成は \tilde{x} からの生産量削減によって行なわれる。したがって、生産量は x/g に設定され、指定された汚染量と共に変化する。

第 1 図には、指定された x に対応して加害者が選ぶ生産量 y が描かれている。 $\tilde{x} > x \geq \tilde{x}$ を満たす x においては、除去技術は用いられないが、規制がなければ選択できた生産量 \tilde{y} よりも小さい生産量を選ばざるを得なくなり、それによって利潤喪失という費用を払うことになる。この費用も広い意味で除去費用と考えるべきである。そして、 \tilde{x} 以下の排出しか許されないのであれば、除去費用は生産削減による費用と除去技術を適用したことによるそれとの二種類から成る。

排出量の許容限度が x とされたときに加害者の得る利潤（除去費用支払後）を $B(x)$ とすると、

$$B(x) = \begin{cases} R(\bar{y}), & x \geq \bar{x} \\ R(x/g), & \bar{x} > x \geq \tilde{x} \\ R(\tilde{y}) - h(\tilde{x} - x), & \tilde{x} > x \geq 0 \end{cases}$$

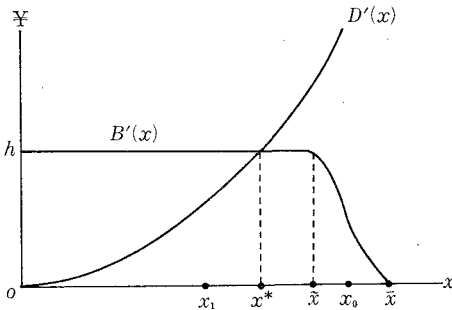
であり、加害者にとっての汚染排出による限界便益 (= 限界利潤) は、

$$B'(x) = \begin{cases} 0, & x \geq \bar{x} \\ \frac{1}{g}R'(x/g), & \bar{x} > x \geq \tilde{x} \\ h, & \tilde{x} > x \geq 0 \end{cases}$$

となる。

被害者の方に目を向けよう。排出量が比較的低い水準に留まるかぎり被害はほとんど無いが、排出量がある水準を越えて大きくなれば被害は加速度的に大きくなるのが通常である。限界被害は逡増するのである。排出量が x のときの、すべての被害者の被害額の和を $D(x)$ とすれば、 $D'(x) > 0$ 、 $D''(x) > 0$ である。

第2図は $B'(x)$ と $D'(x)$ を描いたものである。排出量を変化させることによって生じる社会的余剰の変化分は、排出量の限界便益 (除去費用差引後の限界利潤) と限界被害の差、つまり、 $B'(x) - D'(x)$ で表される。したがって、社会的余剰が最大になる「効率的」排出量は $B'(x^*) - D'(x^*) = 0$ を満たす x^*



第 2 図

である。実は x^* は正確に社会的余剰を最大にする排出量水準ではない。 $\tilde{x} \geq x \geq 0$ の範囲内で x が変化しても生産量は変化しないので生産物の消費から得られる消費者余剰に変化は無い。したがって、除去費用差引後の限界利潤と限界被害の差 $B'(x) - D'(x)$ が社会的

余剰の真の変化分を反映している (所得効果は無いものとする)。しかし、 $\tilde{x} \geq x \geq \bar{x}$ の間で排出量に変化すれば、生産量の変化に伴い、消費者余剰が変化する。そのため、 $B'(x) - D'(x)$ は社会的余剰の真の変化分よりも小さくなっ

ている。ここでは消費者余剰の変化は十分に小さいものと仮定して、 $B'(x) - D'(x)$ が社会的余剰の真の変化分を表すものとする。

いま、加害者が第 2 図における x_0 の排出量を選んでいるとしよう³。それに対して被害者が損害賠償請求訴訟を起こし、判決によって加害者に賠償責任が生じたとする。賠償額は被害総額 $D(x_0)$ に等しいものとする。これが一回かぎりの出来事であれば、単に $D(x_0)$ の額が加害者から被害者に支払われるという分配上の変化以外には資源配分への効果は無い。もちろん加害者が排出量を変える誘引は働かない。ところが、 x_0 の排出が将来にわたって継続されるなら、同種の訴訟が再び起こされ、加害者は再度賠償責任を課される可能性が高い。あるいは、 x_0 の排出が続くと予想される期間にわたる将来損害の賠償が命じられる場合もある。いずれの場合にも加害者は賠償責任を負わされると考えているかぎり、賠償額 $D(x)$ を推定して、賠償支払後の利潤を最大になるように排出量を調整しようとするだろう。つまり、 $B(x) - D(x)$ を最大にする排出量 x^* にまで排出量を引下げようとする。 x^* への志向は $x_0 < x^*$ であっても生じる。なぜなら、 x^* まで排出量をふやして、より大きな賠償を支払ってもなお利潤の増加分の方が大きいからである。また、この加害者と同じような立場にある他の加害者も、もし訴訟されるなら同じような賠償責任を負わされると予想して x^* を選ぶ誘引をもつ。こうして、判決を通じて、排出量は効率的水準 x^* に向う傾向がある。

つぎに、賠償責任が生じなかった場合の加害者の反応をみよう。第 2 図において x_0 あるいは x_1 を排出している加害者が判決において賠償責任を課されなかったとしよう。その結果加害者は現状よりも少し大きい汚染を排出してもなお賠償責任は生じないと推測するだろう。 x_0 から出発すれば、 x^* の方向に排出量が動かされるが、 x^* で止める力は働かない。さらに、 x_1 から出発すれ

3 \bar{x} は排出量に何の制約も無いときは議論の出発点として適当であるが、過去に何らかの制約（例えば当事者間協定）が課されていた場合には一般に \bar{x} よりも小さい排出量が議論の出発点となる。

4 大阪国際空港訴訟控訴審判決がその例を与えている。判例時報 [9]。

ば、大きく排出量をふやしてしまえば、再度訴訟を起こされて賠償責任を課される恐れもあるので必ずしも排出量を大きくするとは限らないが、少なくとも排出量を引下げる力は働かない。こうして、賠償責任が認められない場合には、加害者が選ぶ排出量が最適水準 x^* よりも大きくなる傾向がある。

以下では、公害に関する損害賠償、差止請求訴訟の判例が効率性に対してどのような意味を持つのか、ここで設定したモデルを使って検討する。公害に関する損害賠償請求訴訟は、いわゆる四大公害訴訟、大阪国際空港公害訴訟等多数あり、すべてが同じ基準に貫かれているとはいえないが、多くのものに共通する要素を取り出すことができる。⁵

III 損害賠償請求訴訟

損害賠償請求の法的根拠として現在用いられているのは民法 709 条である。⁶ 具体的には、(イ)因果関係、(ロ)加害者の故意または過失、(ハ)違法性（権利の侵害）が満たされなければならない。我々のモデルでは因果関係は立証されているものとしており、(イ)を考慮する必要は無い。以下には(ロ)(ハ)に関する典型的公害訴訟の判例の判断を要約しておく。

(ロ)については、予見可能性に基づく結果回避義務違反で過失を認め、(ハ)については「受忍限度」を越える損害を与えるなら、「違法性」があるとされる。予見可能性に基づく結果回避義務違反とは、一般の合理的主体であれば、重大な被害が発生することを予見できたにもかかわらず、被害の発生を回避する措置を取らなかったということである。⁷ そして、受忍限度とは、合理的主体であれば当然受忍する被害の限度であり、被害者と加害者の諸々の事情を較量して決められる。受忍限度の決定因として判例および学説が挙げるのはつぎのもの

5 判例の要旨については、淡路 [1] 第 1 章第 3, 4 節, 別冊ジュリスト [2], 沢井 [17] 第 4 部参照。

6 「故意または過失に因りて、他人の権利を侵害したる者は之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず」。ただし、加害者が政府の場合には、国家賠償法が用いられる。損害賠償責任成立要件は同じである。

7 付録(a)参照。

である。⁸

- A. 被侵害利益の性質および程度
- B. 最善の防止措置採用の有無
- C. 加害者の活動の社会的価値および必要性
- D. 地域性
- E. 土地利用の先後関係
- F. 被害者が損害回避について有した知識
- G. 被害者の特殊事情

我々がⅡで設定したモデルでは、D、Gなどの特殊事情は捨象されている。Fについては、除去技術は加害者のみに利用可能と仮定されていた。そしてEについては被害者の立地が先であるとする。したがって、A、B、Cの三つの要素のみが問題となる。

以上、予見可能性に基づく回避義務違反と受忍限度のA、B、Cによって損害賠償責任の有無が決められる。まず、予見可能性については、公害に関する過去の経験からほとんどすべての場合に予見可能であったとされる。回避義務については受忍限度のBに考慮される。結局、受忍限度のA、B、Cのみをみればよいことになる。それらを順に取上げよう。

A. 被侵害利益の性質および程度

「被侵害利益の性質」は法の上でどのような権利（物権、人格権等）に基づいて損害賠償を考慮するかという法学上の問題に関するものであり、ここではそれは解決されたものとする。残されるのは、「被侵害利益の程度」である。被害の大きさには二つの尺度がある。まず第一に個別の被害者にとって、生活や事業にどれほどの損害を受けたかという尺度である。それが比較的小さければ受忍限度内とされる。しかし、訴訟には費用（金銭、時間、労力）がかかることを考慮すれば、比較的小さな被害についての訴訟が起こされることは無いだろう。したがって、この意味での被害は十分に大きいものと仮定することが

8 受忍限度論については淡路[1]、野村[13]。判例による取扱いについては付録(b)参照。

正当化される⁹。第二の尺度は個々の被害者が蒙る被害の総計 $D(x)$ である。下に挙げるCにおける便益と対比されるのはこの $D(x)$ である。例えば四大公害訴訟における判決では、被害が多数の人の生命あるいは生活を破壊するほどに大きなものであるから、他の要因を圧倒して損害賠償が認められている。

B. 最善の防止措置採用の有無

判例によれば、加害者が相当の防止措置を取っていても必ずしも賠償責任を免れない¹⁰。生活上の重大な被害を起こした典型的公害事件において、いくらかの防止措置が取られていたにもかかわらず、賠償責任が認められたことからつぎのことが推測できる。生活（あるいは事業）上の重大な被害をもたらしながら、防止措置を取らなかった場合には、つぎのCの要因とは拘りなく、賠償責任が生じる。第2図において、防止措置を全く取っていない \bar{x} にあっては、大きな被害が出ており、受忍限度を越えるものとされる。いくらかの防止措置が取られて排出量が x_0 に引下げられていてもなお被害が大きく、受忍限度を越えるとされるかもしれない。もっとも、例えば x_1 にまで排出量が下げられているなら、被害は比較的小さくなり、Aの要因によって受忍限度内とされるだろう。Aの項で述べたように、小さな被害については訴訟が起こされないと考えられるので、 x_1 のような排出量において損害賠償を考慮する必要は無いだろう。したがって、Bの要因によって被害が受忍限度を越えるとされることはあっても、それが受忍限度内と判定されることは無い。

C. 加害者行為の社会的価値および必要性

これについては学説が対立するところであり、この要因を賠償責任設定に際して考慮すべきであるという立場と、すべきではないという立場に分かれてい

9 小さな外部不経済でも、それが内部化されずに放置されると効率上の損失となる。しかし、そのようなものについては広い範囲にわたるものは公法上の規制により、狭い範囲にとどまるものは自発的交渉によって制御される可能性がある。また、たとえ放任されたとしても効率性からみた損失は比較的小さいものである。

10 付録(c)参照。

¹¹ 典型的公害訴訟の判例においては、被害が非常に大きいものであるために、Cの要因が決定力を持つことはなかったけれども、それが考慮されたことは明らかである。¹² B、Cの要因が同じであるとすれば、加害者活動による便益 $B(x)$ が大きいほど損害賠償が認められる可能性は小さくなる。 $B(x)$ が加害者活動の社会的価値を示しているから、社会的価値が大きければ、少々の被害をひき起こしても賠償責任を課されず、逆に社会的価値が小さければ賠償責任を課されるのである。

以上、A、B、Cに関する典型的公害判例の立場を要約すれば、つぎのようになる。

重大な（訴訟が起こされるような）被害に関して、

- (i) 加害者が防止措置を取っていないならば、賠償責任が生じる。
- (ii) 加害者が防止措置を取っているなら、賠償責任の有無は、被害の大きさと、加害者活動から生じる社会的便益を較量して決められる。

このような内容を持つ判例は、効率性に関してどのような意味を持つだろうか、まず (i) のケースから始めよう。加害者の便益 $B(x)$ は考慮されないから、 $x = \bar{x}$ になっていることのみによって賠償責任が生じる。II のモデル分析の結果から、加害者は排出量を引下げる誘引を持つ。判決の帰結は、加害者（あるいはこの加害者以外で同種の被害をもたらすような汚染者）は防止措置を取る誘引を持つというものである。そして (i) のケースは (ii) のケースに移行する。(ii) のケースでは防止措置が取られているので、当然には賠償責任が生じることは無く、被害総額 $D(x)$ と便益総額 $B(x)$ を較量したうえで賠償責任の有無が決められる。どちらの要因にどれだけの比重がかけられるかによって結果は違ってくる。しかし、議論のよりどころとして最も重要なのは、それらが均等になるところ、つまり、 $D(x^{**}) = B(x^{**})$ となる x^{**} である。現行の排出量が x^{**} より大きければ受忍限度を越えており、それ以下であれば

11 いわゆる「受忍限度論」が前者に属し（野村 [13]）、「環境権説」が後者に属する（大阪弁護士会環境権研究会 [15]）。また、淡路 [1] 第 1 章 3 節参照。

12 付録(d)参照。

受忍限度内ということになる。D、Bの形状から、 $x^{**} > x^*$ である。 x^{**} を越える x_0 を排出すれば、損害賠償 $D(x_0)$ の支払を命じられるので、加害者は排出量を減らす誘引を持つ。しかし、 x^{**} 以下の排出量を選んでいるかぎり賠償責任はなく、加害者は排出量をふやす誘引を持つ。こうして、最終的には x^{**} が加害者によって選ばれる傾向がある。効率的排出量の達成という立場から見ると、典型的判例における損害賠償責任成立要件は不適當である。

四大公害事件はじめ、戦後の典型的公害訴訟においては、被害が余りにも大きかったために、加害者便益は考慮されたとしても賠償責任を免れさせることにはならなかった。しかし、四大公害事件当時と比べて公害規制（公法的規制）が強化された現在、莫大な被害を生じる公害事件が起こる可能性は減っている。被害が膨大なものではない公害事件の比重が高まれば、加害者便益を考慮して賠償責任の有無を決めるというルールの下では賠償責任を認めないケースが多くなることが予期される。そのときにはこのルールの効率性達成上の欠陥が強く現れてくることになる。IIで見たように、加害者便益を考慮することなく、被害が生じているということのみによって賠償責任が生じるという基準の方が、効率的排出量達成の見地からして、より望ましいと言える。

これまでは効率性のみをみてきたが、公平性の基準についても簡単にふれておこう。損害賠償制度は、直接的には効率性達成をめざすものではなく、被害者救済のための制度とされている。賠償責任の有無を判定するに当たって加害者便益を考慮するというルールの下では、全く同じ被害を与える二つの公害事件において、加害者便益に違いがあるために、ある被害者は救済を受けるが、他の被害者は救済を受けられないという場合が生じうる。これは、同じ状況にある人を同じように扱うという意味での公平性に反する。この観点からみても、加害者便益にかかわりなく損害賠償責任が生じるというルールの方が望ましい。

加害者便益の考慮に当たって特に問題になるのは「公共性」である。加害者が政府あるいはそれに関係する機関であるときには、加害者活動の「公共性」のゆえに損害賠償の必要が無いと法廷で主張されることがある。効率性の立場

からすれば、政府活動による便益も、私的活動による便益も質的には同じであるから、たとえ加害者便益を考慮するとしても、政府と民間を区別する理由は無い。さらに、公平性の観点からも、すでに述べたように、全く同じ被害を受けても、加害者がたまたま政府であれば、被害者は救済されないということは望ましくない。¹³

最後に損害賠償額についてふれておこう。以上の議論においては、賠償額は被害総額に等しいとされてきた。ある免責水準 x があって、それ以上の排出についての被害のみが賠償額とされても、 x が x^* よりも小さいかぎりには、これまでの結論に変わりはない。他方、加害者便益の大きさ、防止措置の程度等が免責水準に影響するなら、救済における公平性の問題が生じる。また、賠償額を被害総額ではなく、それにある割合を乗じたものとされ、その割合の決定に当たって、加害者便益の大きさや、防止措置の有無が考慮されることがあれば、賠償責任を課された加害者が排出量を減らす誘引を持たなくなる恐れが出てくる。このことは、過大排出量への傾向をさらに大きくする。

IV 差止請求訴訟

損害賠償請求は、すでに生じた被害あるいは将来確実に生じると考えられる被害を補償することを請求するものであり、汚染排出量に直接的に制約を加えるものではない。それに対して、差止請求は、現行排出量の一部または全部を除去することを求め、直接的に排出量水準を指定しようとするものである。

従来¹⁴の判例においては、差止成立要件は損害賠償成立要件よりも厳しいものと解することができる。以下にその典型的な例を示しておく。

13 このような主張については岩田 [10]。しかし、不特定多数の人々に便益を与える加害者行為を扱うに際しては、我々のモデルに限界があることを述べておかなければならない。我々のモデルにおける加害者便益は利潤のみから成っており、生産量変化による消費者余剰の変化は無視されている。多数の消費者に（少しずつでも）便益を与える活動については消費者余剰が大きく、実際の便益は利潤のみに基づいて算定したものよりも著しく大きくなる。したがって効率的水準も実際には我々のモデルにおけるそれよりも大きいはずである。

14 差止請求訴訟の判例については、別冊ジュリスト [2]、沢井 [17] 第三部第5章、第IV部。なお、

「侵害が社会生活上受忍すべき限度を超え、違法であっても、なお妨害排除ないし予防請求権を有するか否かは、これを有するとすることによって生ずるであろう加害者の犠牲の程度とこれを有しないとすることによって生ずべき被害者の不利益の程度とを比較考量したうえで決すべきものである¹⁵」。損害賠償成立要件が満たされたうえで、さらに差止による限界的效果を考慮して差止成立の可否を決めるのである。大阪国際空港公害訴訟第一審判決が明確にその具体例を与えている。被害者が午後9時から翌朝7時までの航空機発着の差止を請求したのに対して、判決は午後10時から翌朝7時までの差止を認めた。午後10時以降の発着は8機の郵便輸送機のみであった。「その目的からして公共性は高いけれども、……その騒音は原告らの睡眠の確保に重大な支障を来していること……、郵便輸送機を廃止しても、これを他の時間帯に移し、集配事務の合理化を図ることや他の交通機関の利用等の代替手段によって配達の流れを最少限に食い止めることが可能であり、……いまなお本件空港に発着させることは受忍限度を著しく越えたもの」である。しかし、午後9時から10時の間では、郵便機以外に国内線、国外線を含め多数の発着があり、「これらの航空機の離着陸を差止めることは、内外の航空輸送上重大な影響を及ぼすものであり、……損害賠償請求の関係は別として、差止請求の関係では、……受忍限度内にあるものといわざるを得ない¹⁶」。

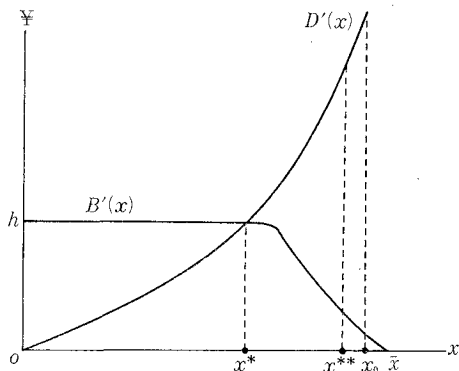
以上の方式をⅡのモデルに則して要約すればつぎのようになる。差止が成立するためには、まず現行の排出量において損害賠償成立要件が満たされていなければならない。それが満たされているなら、つぎに、被害者が請求している排出量の削減が実現したときの被害の減少額と加害者便益の減少額を較量し

沢井 [17] (pp. 349-51) が主張するように、将来における加害者行為に関する差止を考慮するときに、損害賠償成立要件を成す過去の被害や加害者行為の態様を持ち込むのは不適當である。ただ、司法的介入がなければ、過去から継続している加害行為がそのまま将来も継続されると想定するなら、両者の成立要件を同列に並べることが許される。いずれにしても判例はそれらを同列に並べている。

15 判例時報 [5], p. 24。

16 判例時報 [8], p. 72。なお控訴審判決は9時から10時の間についても被害の重大性を強調して差止を認めている。

たうえで差止の可否が決められる。このような方式は効率性達成に関してどのような意味を持つだろうか。まず、前半部分については、すでに III でみたように、 x^{**} より大きい排出量においてのみ損害賠償が成立する。したがって、 $x^{**} > x$ のような x においては差止は認められず、加害者は排出量を x に向けてふやす誘引を持つ。そして x^{**} を越える排出量にあっては差止が考慮され、被害者の請求する水準への削減をもたらす便益減少による犠牲と、被害減少による利益が較量される。議論のよりどころとなるのは、この二つの量の大きさを単純に比較するものである。



第 3 図

第3図において、現行の排出量が x_0 であるとする。それは x^{**} よりも大きく、損害賠償成立要件を満たしている。 x_0 からの排出量の小さな削減については、被害の限界的減少分が、加害者便益の限界的減少分よりも大きいので差止は認められる。 x^{**} を越えてさらに低い水準までの差止にお

いてもやはり上の条件が成立するが、しかし、そこでは損害賠償成立要件が満たされない。したがって x^{**} より低い水準にまで差止が認められることは無い。他方、 x^{**} よりも小さな x_0 においては差止請求は取上げられず、加害者は \bar{x} に向けて排出量をふやす誘引を持つ。

こうして、 x^{**} 以下の排出水準から出発すれば排出量を増加させる誘引が働き、 x^{**} 以上の水準においては差止請求訴訟の結果 x^{**} にまで排出量削減が命じられる。差止請求制度の下でも損害賠償制度と同様に x^{**} が実現する傾向にある。

V 結 語

以上の分析からつぎのような主張が導かれる。

損害賠償制度のみを考えるなら、加害者便益を全く考慮することなしに、被害が生じれば賠償責任が認められるというルールにしておくと効率的排出水準が達成される。これは被害者救済にかかわる公平性の見地からも望ましい性質を持つ。賠償責任の成立要件として、加害者便益を考慮から外すことを主張する「環境権説」はこの方向に沿うものである。差止請求については、損害賠償の成立要件とは独立に、排出量の小さな削減による、被害と加害者便益の限界的変化の大小を比較し、前者が後者よりも大きい限り差止を認めるというルールを採用すれば良い。

ただし、このルールは損害賠償と差止請求を全く別に扱うことを要求する。両者の判定基準にできるだけ共通部分を残すという制約を加えられたとしても改善の余地はある。上述の差止請求の判定基準を損害賠償にも適用するのが一つの方法である。限界的変化分 $B'(x)$ と $D'(x)$ のみが判定に用いられ、総量 $D(x)$ は賠償額の決定においてのみ用いられる。さらに譲って、賠償責任の判定において、限界量ではなく、総量を使わざるを得ないのであれば、現行基準のように $B(x)$ と $D(x)$ を比較するが、その際 $D(x)$ に大きい比重をかけることによって受忍限度を引下げるという方法もある。それに応じて差止請求が認められる水準も引下げられ、効率的水準により近い排出量が達成される傾向が生じる。

付 録

- (a) 「昭和30年ころまでに気管支炎の発生、呼吸機能上の閉そく性障害の惹起等の健康障害が、いおう酸化物によって起こるということが知られるようになり、その濃度として 0.1 ppm を越えると、右健康に与える影響が問題になりうるということが認識可能であったと認められ……被告らの操業の内容が絶えず多量のばい煙の排出を伴うものであることや、同被告らの資力、設備等からすれば、被告らに本件発生に対する予見可能

性はあったものと認められる」。それにもかかわらず、「被告六社が右付近住民に対する影響の調査研究をなさず……慢然操業を継続した過失が認められる」。(四日市公害訴訟判決, 判例時報 [7], pp. 98~9)。

(b) 「受忍限度を越える侵害であるかどうかについて検討することとするが, その際に考慮に入れるべき要素としては, (イ)侵害行為の態様と程度, (ロ)被侵害利益の性質と内容, (ハ)侵害行為の公共性の有無, (ニ)被害防止のための対策の内容, の四点が主要なものと考えられる」。(大阪国際空港公害訴訟第一審判決, 判例時報 [8], p. 65)。

四日市公害訴訟判決においては「被侵害利益などの被害者側の事情と, 侵害行為などの加害者側の事情とを総合較量し, 被害者が社会通念上受忍すべき限度を越えないときにおいて違法性が阻却されるものと解される」として, (イ)到達イオウ酸化物の量, (ロ)行為の公共性, (ハ)排出基準の遵守, (ニ)被害者の特殊事情, (ホ)場所的慣行性, (ヘ)先住関係, を取り上げている。(判例時報 [7], pp. 97~8)。

(c) 「最善のまたは相当の防止措置を講じたか否かをもって, 直ちに, 責任の有無を決するのは損害の公平な分担という不法行為制度の目的に照して妥当ではなく, 他の要素をも総合して, 受忍限度をこえた損害があったと認められるか否かによって決すべきものと解するのが相当である」。(四日市公害訴訟判決, 判例時報 [7], p. 100)。

(d) 「住民の最も基本的な権利というべき生命, 健康を犠牲にしてまで企業の利益を保護しなければならない理由はない……」。(新潟水俣病訴訟判決, 判例時報 [6], p. 161)。

「被害軽減のためには空港の利用制限によりある程度の不便が生ずることもやむをえないものとしなければならない」。(大阪国際空港公害訴訟控訴審判決, 判例時報 [9] p. 148)。

参 考 文 献

- [1] 淡路剛久, 『損害賠償の理論』, 有斐閣, 昭和50年。
- [2] 「公害・環境判例」, 別冊ジュリスト, No. 43, 昭和49年5月号。
- [3] P. Burrows, "On External Costs and the Visible Arm of the Law," *Oxford Economic Papers*, Vol. 22, March 1970, pp. 39-56.
- [4] 浜田宏一, 『損害賠償の経済学』, 東京大学出版会, 昭和52年。
- [5] 「工場設備瑕疵に基づく被害防止工事並びに損害賠償請求事件」, 判例時報, No. 502, 昭和43年1月11日号 pp. 27-33。
- [6] 「新潟水俣病損害賠償請求事件第一審判決」, 判例時報, No. 642, 昭和46年10月21日号, pp. 30-180。
- [7] 「四日市ぜんそく損害賠償請求事件第一審判決」, 判例時報, No. 672, 昭和47年8月21日号, pp. 32-145。

- [8] 「大阪国際空港公害訴訟第一審判決」, 判例時報, No. 729, 昭和49年3月21日号, pp. 11-16.
- [9] 「大阪国際空港公害訴訟控訴審判決」, 判例時報, No. 797, 昭和51年1月21日号, pp. 39-90.
- [10] 岩田規久男, 「損失補償の経済的側面」, 経済学論集, 43巻1号, 1977年4月, pp. 40-60.
- [11] 西原道雄, 「公害賠償法の体系的地位」, 現代損害賠償法講座5 公害・生活妨害, 日本評論社, 昭和48年.
- [12] ———, 「公害に対する私法的救済の特質と機能」, 戒能通孝編『公害法の研究』, 日本評論社, 昭和44年.
- [13] 野村好宏, 「故意・過失および違法性」, 加藤一郎編『公害法の生成と展開』, 岩波書店, 昭和43年, 第5章II.
- [14] 落合仁司, 「不法行為の法経済学」, 理論・計量経済学会1983年度大会報告論文.
- [15] 大阪弁護士会環境研究会『環境権』, 日本評論社, 昭和48年.
- [16] R. A. Posner, *Economic Analysis of Law*, Little Brown & Co., Boston, 1972.
- [17] 沢井裕, 『公害の私法的研究』, 一粒社, 昭和44年.
- [18] 宇井純, 『公害原論II』, 亜紀書房, 昭和46年.